

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう経済産業大臣に対して意見を表示したものについての報告書（要旨）

平成23年10月

会計検査院

検査の背景

本院は、平成16年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「電源開発促進対策特別会計における剰余金の状況について」を掲記している。その中で、周辺地域整備資金（以下「整備資金」という。）について、原子力発電施設の立地に要する期間の長期化傾向が強まっていることから、使用のめどが立たない事態に至るものが生じれば、剰余金と同様なものとなるおそれがあるとしている。その後、原子力発電施設の立地が引き続き遅延している状況となっている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の事故について、その早期収束、原子力発電施設の周辺地域の安全対策等のための措置に多額の費用が必要とされている。

周辺地域整備資金等の概要

(1) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の概要

国は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「特会法」という。）に基づき、エネルギー対策特別会計（以下「エネルギー特会」という。）を設置し、一般会計と区分して経理している。このエネルギー特会は、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定（以下「促進勘定」という。）の2勘定に区分されている。

そして、促進勘定は、一般会計を経由して繰り入れられる電源開発促進税の収入を財源として、電源立地対策として実施される発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）に基づく交付金及び発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置等に要する費用と、電源利用対策として実施される発電用施設の利用の促進等に要する費用を区分して経理している。

(2) 電源立地対策の沿革

国は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるために、昭和49年に電源開発促進対策特別会計法（昭和49年法律第80号。以下「電源特会法」という。）等のいわゆる電源三法を制定して、電源立地対策を開始した。平成15年には、電源特会法等の一部を改正し、電源立地等初期対策交付金等を統合して電源立地地域対策交付金（以下「立地交付金」という。）を創設し、整備資金を設置するなどの見直しを行った。その後19年に、電源特会法が廃止され、新たに施行された特会法に基づき、電源立地対策に関する経理は、

エネルギー特会の促進勘定において行われることとなった。

(3) 立地交付金及び整備資金の概要

立地交付金は、交付規則等に基づき、発電用施設出力等を考慮するなどして交付限度額を定め、発電用施設等が所在する市町村等に対して交付されている。

整備資金は、立地交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てるために設置された。

(4) 原子力発電施設に係る安全対策

原子力発電施設の安全対策については、一般電気事業者等が、国の基準等に基づき、災害時等の停電の際に利用されることになる非常用電源の整備等を実施している。

一方、原子力発電施設の周辺地域における安全対策については、これまでのところ、立地交付金とは別に、国が原子力施設等防災対策等交付金等を交付して、原子力発電施設が所在する道府県等が防災資機材の整備等を実施している。

本院の検査結果

本院は、効率性、有効性等の観点から、整備資金に係る資金規模及び将来の積立目標額は不要不急の資金が滞留することのないよう適正なものとなっているかなどに着眼して、資源エネルギー庁等において、関係資料を分析するなどして検査を行った。

検査したところ、次のとおりとなっていた。

(1) 立地交付金及び整備資金の状況

立地交付金は、発電用施設等の立地の進捗に応じて交付されることとなっており、主として、着工から運転開始までの期間に、集中して多額に交付されることから、整備資金は、原則として、この期間に係る財源を確保できれば十分であると認められる。

(2) 整備資金の積立対象となる原子力発電施設等

整備資金の積立対象は法令等に明記されていない。このため、経済産業省は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき一般電気事業者等が経済産業大臣に届け出ることとされている電力供給計画に示された新增設に係る全ての原子力発電施設を一律に対象として整備資金を積み立てることとしている。

そして、22年度の整備資金の積立てに際しては、21年度の電力供給計画に示された14基(21年12月に運転開始をした北海道電力株式会社泊3号を除く。以下同じ。)の原子力発電施設全てを対象として、立地交付金等の将来の需要額を1906億余円と算定して、

この整備資金に係る需要額を積立目標額としている。

(3) 原子力発電施設の立地の進捗状況

22年6月に、国が改定したエネルギー基本計画においては、今後の原子力政策について、2030年までに前記の電力供給計画に示された14基の原子力発電施設の新増設を行うこととされているが、現在、原子力発電所の事故を受け、国はその見直しを行っている。そして、エネルギー基本計画及び電力供給計画において示された原子力発電施設14基の立地の進捗は、次のとおりとなっていた。

ア 電力供給計画における原子力発電施設の開発計画

21年度の電力供給計画における原子力発電施設14基に係る当初着工予定からの遅延年数については、同年度の開発計画作成時点で最大37年の遅れが生じており、着工済みの東京電力東通1号、中国電力株式会社島根3号及び電源開発株式会社大間原子力(以下、これらを合わせて「着工済み3基」という。)以外の原子力発電施設のほとんどについて、その着工及び運転開始予定が毎年度1年程度先送りされている。

イ 原子力発電施設の立地手続の進捗状況

原子力発電施設の立地は、電気事業法等に基づく手続が必要であり、原子炉設置許可申請から資金需要が増大する着工までの期間は、4年から5年程度を要している。

ウ 東日本大震災による原子力発電施設の立地への影響

前記のとおり原子力発電所の事故により、エネルギー基本計画の見直しなどが行われることとなり、見直し中は原子力発電施設の立地が遅延することが想定される。

以上のことから、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れが見込まれる。したがって、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、着工済み3基を除く11基については、当面の間は整備資金に係る需要が生じないものと認められることから、整備資金の積立対象を着工済み3基のみとすれば、22年度末の整備資金の残高1231億余円については、前記の整備資金に係る需要額1906億余円のうち当該3基分の需要額に相当する73億余円を留保しておけば足り、23年度第1次補正予算で計上された整備資金から促進勘定への繰入額500億円を考慮しても、残りの657億円は当面需要が見込まれない、縮減が可能な余裕資金であると認められる。

また、今後整備資金に係る需要額の算定が必要な場合は、電力供給計画に示された新増設に係る全ての原子力発電施設を一律に対象とするのではなく、原子炉設置許可

申請を着工の確実性の指標とするなどして算定対象を選定し積立目標額の規模を見直すこととすれば、当面需要が見込まれない資金を滞留させない方策になると認められる。

(4) 改善を必要とする事態

上記のように、整備資金に係る需要が増大する時期について今後も遅れが想定される状況であるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留している事態、及び積立目標額の規模を見直すことなく、電力供給計画において開発が示されたことのみをもって全ての原子力発電施設を一律に積立ての対象としている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(5) 発生原因

このような事態が生じているのは、経済産業省において、原子力発電施設の開発計画が遅延していることについて、それぞれ個別の事情があるにもかかわらず、電力供給計画において開発が示されたことのみをもって一律に整備資金に係る需要額を算定して、この額を目標として整備資金を積み立てていることなどによるものと認められる。

本院が表示する意見

原子力発電施設の立地の進捗は滞っており、エネルギー基本計画の見直しなどにより、今後長期にわたり進捗が図られないことも想定される。また、昨今の厳しい財政状況に鑑み、不要不急の資金は可能な限り削減し、より一層の有効活用を図ることが求められており、さらに、今般の東日本大震災の被災地の復興、原子力発電施設の周辺地域の安全対策のための措置等に多額の費用が必要とされることが見込まれる。

このような状況を踏まえ、経済産業省において、当面の間は、着工済み3基のみを整備資金の積立ての対象にするなどして、整備資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の確実性の指標にするなどし需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定して整備資金に係る需要額を算定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示する。